

「第2次小樽市環境基本計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	2 人
2 意見等の件数	8 件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	4 件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	●第3章 p49～54 第3章 5 生活環境に「道路管理の最適化」を設けるべきではないか。道路は、居住・移動等において欠かせない生活インフラであり、道路空間における歩行の安全と快適性は最優先課題である。通過車両の増加、大型トラックの走行、速度違反等の沿道環境は、「騒音・振動」の弊害を生み「大気汚染」による環境負荷をもたらす。「道路管理の最適化」は、冬季・災害を想定したリスク低減にもつながる。環境基本計画の作成においては、生活道路を視点とした考察、さらに地域固有のニーズを見落とさず検討いただきたい。	第3章 5 生活環境の分野では、環境基本法に定義される大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等による公害を対象範囲としており、御意見のとおり、その現状と課題として、(1)では、自動車の排出ガスが人体にとって有害な物質を多く含み大気汚染の原因となっていること、また、(3)では、静穏で住み良い環境を確保するために騒音や振動の発生源対策が重要であり、継続的な監視と規制指導に加え、公共交通機関の利用促進や道路整備などの自動車交通対策、日常生活上のマナー啓発などにも取り組んでいくことが必要と整理しています。 このような現状と課題を踏まえ、まず、「騒音・振動」については、市内主要幹線道路において自動車騒音・道路交通振動を測定しており、騒音規制法及び振動規制法の規定では、自動車騒音・道路交通振動が、要請限度を超えて発生し、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、公安委員会に対し道路交通法の規定による車両の通行の制限について要請できるほか、道路管理者等に道路構造の改善について意見を述べることができるとされています。 次に、「大気汚染」については、自動車排気ガスの影響による大気汚染状況を監視するため、自動車排出ガス測定局を設置し、大気の常時監視を行っております。 上記のとおり、第3章では道路と生活環境について整理するとともに、第5章では、具体的な施策・取組として上記の測定、監視を継続し良好な生活環境を維持することとしているため、案のとおりいたします。 なお、上記の測定、監視の結果については、年次報告書として「小樽市の環境」を毎年度小樽市ホームページにおいて公表しております。
2	●第5章 p77 第5章の【1 地球環境】にある市民・事業者の取組指針の(2)事業者の項目に、「デジタル化」と「オンライン化」の推進があるが、地球環境の保全とどのような関係があるのか。	政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、グリーンとデジタルは、車の両輪であるとされています。 デジタル化によるエネルギー需要の効率化・省エネ化は「グリーンby デジタル」と呼ばれ、デジタル化の進展により人・物・金の流れの最適化が進み、エネルギーの効率的な利用・省エネ化にもつながるとされています。例えば、企業のシステムをクラウド化することにより、8割の省エネを達成できることや、テレワーク・オンライン会議によって、移動に伴うエネルギーを削減することができます。 このように、エネルギー需要の効率化・省エネ化を推進することにより、温室効果ガス排出量を抑制し、地球環境の保全に寄与できるものと考えています。
3	●第5章 p83 第5章の【3 廃棄物・資源循環】の施策の柱3-1<ごみの適正処理>について、ごみの不法投棄・不法焼却対策の推進の取組は、「不法投棄監視員の配置、監視パトロールの実施について拡大し」とあるにもかかわらず、取組目標が現状を維持するとあるが、それでは拡大にならないのではないか。	御意見のとおり、監視パトロール体制は現状を維持することを目標としているため、下記のとおり修正いたします。 p83 施策の柱3-1<ごみの適正処理> ごみの不法投棄・不法焼却対策の推進 取組 修正前 ●不法投棄監視員の配置、監視パトロールの実施について拡大し、 修正後 ●不法投棄監視員の配置、監視パトロールを適正に実施し、

No.	意見等の概要	市の考え方等
4	●第5章 p84 第5章の【3 廃棄物・資源循環】の施策の柱3-2<3Rの推進>について、ごみの再資源化(リサイクル)の取組に、「フードドライブ、フードバンクの情報提供、活動支援」とあるが、違和感がある。賞味期限内のまだ食べられる食品、つまり、ごみになっていないものの扱いに関することであるため、ごみの発生抑制(リデュース)に分類するのが適切ではないか。	フードドライブ、フードバンクについては、食品ロス削減の観点が強いつことから、御意見を踏まえ、「ごみの再資源化(リサイクル)」から「ごみの発生抑制(リデュース)」に分類するよう修正いたします。
5	●第5章 p84 第5章の【3 廃棄物・資源循環】の施策の柱3-2<3Rの推進>について、ごみの発生抑制(リデュース)の取組としてごみの減量化の推進を挙げているが、取組目標の目標値(451g/人・日)が基準値(452g/人・日)とほとんど同じ値であるが、よいのか。	目標値は、策定中である「小樽市一般廃棄物処理基本計画」(令和7年度～16年度)における令和11年度の目標値を引用したものであり、これは、これまでの市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量の傾向や人口減少の推移、さまざまな社会情勢を考慮した推測値であり、関連計画との整合性を図る必要性があります。 一方、基準値である令和5年度実績値は、過去20年間で最低の値であり、前年度の令和4年度実績値(469g/人・日)と比較しても大幅に減少しており、この水準を保つことが望ましいと思料いたします。 これらのことから、適正な目標値であると考え、案のとおりいたします。
6	●資料編 p127～131、p135 資料編の単位リットルの表記について、L と l の両方が混在している。	p127～131の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は、告示文の表記であるためそのままとし、p135 5(1)③の表記については、御意見を踏まえ表記を「(mg/l)」を「(mg/L)」に修正いたします。
7	●全般 数値と科学的単位(ha や g など)の間は、半角スペースを入れるのがルールであるため、遵守してほしい。	御意見のとおり、英語学術論文等では、数値と単位の間は半角スペースを入れるルールが知られていますが、本計画は公文書に該当するため小樽市公文書の作成に関する訓令(平成3年訓令第1号)に基づき作成しており、数値と単位の間スペースについては定められていないため、案のとおりいたします。
8	●全般 紙面に余裕があれば、シンボルとして指定している市の花木と市の鳥なども紹介した方が、より自然環境に親しみを感じ、環境保全への興味を持つ人が増えると思う。	御意見のとおり、p39に市の花木と鳥をコラムとして掲載いたします。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。